



いじめ対策ナビ



いじめが起きにくい学校づくり

未然防止

- 「児童のよさ」を伸ばす
声かけ・かかわり
- 「居場所づくり」・「絆づくり」
- 学習規律の確立と
「わかる・楽しい」授業
- 教育活動全体で道徳的実践力の向上
「いじめは許されない」、そして
「いじめを許さない」
- ネット上のいじめも許されない
- 積極的な生徒指導と研修・PDCA



いじめから子どもを守り通す

早期対応

- ただちにいじめをやめさせる
- 担任だけで抱え込まず、組織で対応
特に**初期対応が大切!**
- 傍観者にも十分に考えさせる
- 保護者との密な連携
- 犯罪行為は警察へ
- ネットいじめには削除要請(保護者)
- 謝罪をもって解消としない。
その後も見守る体制継続

いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

いじめ防止対策委員会

<メンバー>

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・
教育相談担当・特別支援コーディネーター・
(該当学級担任) 必要に応じて、スクールカウンセラー等

<活動内容>

- ① 年間活動計画・研修計画の作成と実施
- ② 実態把握(報告、学校生活アンケート等の実施)
- ③ 保護者・地域・関係機関との連携(窓口)等
- ④ いじめを認知した場合の組織的な対応



いじめの基本認識

- ・いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

軽微ないじめも見逃さない

早期発見

- 教師と児童の普段のかかわり
- 職員集会での情報共有による
学校全体での見守り
- 学校生活アンケートの実施(毎月)と
一人一台端末の活用(随時)
- 教育相談の充実と相談窓口の周知
- 家庭及び地域との連携

重大事態とは

- 児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

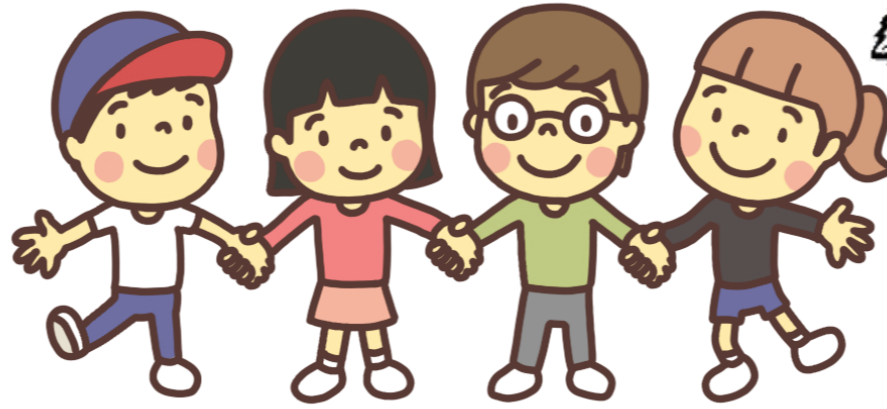
早期発見・早期対応をしても

重大事態

になったときは...

- 市教育委員会にすみやかに報告
- 「いじめ防止対策委員会」を
中心とした調査
- 児童・保護者に対し、
必要な情報を適切に提供
- いじめを受けた児童・保護者の
心のケア
- いじめた児童には、必要に応じて
出席停止 犯罪行為にあたる場合は
所轄警察等との連携・協力

いじめ対応ナビ



【1 適切な初期対応】

○いじめの情報を入手したら…

(1) 基本的な方針

- ① 関係職員は児童の変化を見逃さない。
- ② 「いじめを許さない」との姿勢を示す。
- ③ いじめを受けた児童の立場に立つ。
いじめを受けた児童にも非があるとは認めない。
- ④ 担任は自分の責任だと思わず、
一人で解決しようとしなない。
学年主任、管理職に報告・相談する。
- ⑤ 焦って安易に解決しようとしなない。
- ⑥ 関係職員間の情報の共有を図る。

(2) 情報の確認方法

※学年＋生徒指導主事→組織で対応

- ① アンケート
- ② 関係児童との教育相談
被害児童→周辺→加害児童
- ③ 保護者との連携
- ④ 養護教諭等、関係職員との連携

(3) 情報の確認内容

- ① だれが、だれを
- ② いつ、どこで、どんな、どのくらいの間
- ③ 被害の状況・程度
- ④ そのきっかけは 背景は



【2 組織的な対応】

○いじめ防止対策委員会の取組

(1) 基本的な方針

- ① 学校全体でいじめから児童を守り通す
- ② 学校生活全般の見守り体制の強化

(2) 確認事項

- ① 緊急度を確認
- ② 詳細な調査の必要性を確認
- ③ 児童への指導・支援の方針の検討・決定
- ④ 保護者対応の方針の検討・決定
方針の説明と協力要請
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ ③～⑤の役割分担

【4 その後の対応】

- ① 犯罪とみなされる行為は警察へ
- ② ネットいじめには削除要請(保護者)
- ③ 謝罪をもって解消としなない
- ④ 意図的な観察と指導助言の継続
- ⑤ 担任への支援サポート
- ⑥ 保護者との連携
- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 教育委員会への報告・相談

【3 具体的な対応】

○それぞれの対応について

(1) いじめを受けた児童に対して

- ① まずは心のケアを優先
- ② 信頼関係の構築、秘密を守る
- ③ 今後の対応を説明
→焦らせることなく、納得してもらう

(2) いじめを行った児童に対して

- ① 「いじめは許されない」ことを理解させる。
- ② 該当する言動や行動について、1つ1つ具体的に振り返らせ、反省し、謝罪したいという気持ちを持つように、ねばり強い指導を行う。
- ③ ただし、必罰的な指導ではなく、教育的な配慮を忘れてはならない。

(3) 周辺の児童に対して

- ① 「いじめは許されない」ことを理解させる。
- ② 見て見ぬ振り、はやし立てることもいじめを肯定していることを理解させる。

(4) 双方の保護者に対して

- ① いじめの事実と対応方針を伝える。
- ② 責任追及になるのではなく、子どもたちの「安全確保」と「教育を受ける権利」を守るため、家庭での見守りへの協力と、保護者間の理解と連携・協力体制を築く。

参考 いじめ防止対策推進法第二十三条5

いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

いじめをなくそうナビ

いじめがない学校(がっこう)にするための10の約束(やくそく)

- ①ひとりひとりが「いじめをゆるさない」というきもちをもちましょう。
- ②ともだちの「よいところ」にきづきましょう。そして、よいところを教(おし)えてあげましょう。
- ③ともだちが、だれかをからかうなど、わるいことをしたら、勇気(ゆうき)をもって注意(ちゅうい)しましょう。
- ④おおぜいで、ともだちをせめることのないようにしましょう。
- ⑤みんなのために、係活動(かかりかつどう)や委員会活動(いいんかいかつどう)をがんばりましょう。
- ⑥学校行事(がっこうぎょうじ)などでは、みんなで力(ちから)をあわせましょう。
- ⑦授業中(じゅぎょうちゅう)は真剣(しんけん)にがんばりましょう。ふざけている人(ひと)がいると、いじめがおきやすくなります。
- ⑧授業中(じゅぎょうちゅう)、わかるまでががんばりましょう。途中(とちゅう)であきらめてしまうと、もったいないです。
- ⑨道徳(どうとく)や学級活動(がっきゅうかつどう)で、いじめをとりあげるときは、自分(じぶん)のこととして、かんがえましょう。
- ⑩インターネット(SNSも)のいじめもゆるされません。場合(ばあい)によっては、たいへん、おおきな問題(もんだい)になります。

いじめとは… ともだちの心(こころ)や体(からだ)をきずつけることを「いじめ」といいます。いじめた人(ひと)が「このくらい平気(へいき)だろう」とおもっていても、いじめられた人(ひと)はたいへんきずついているかもしれず、それも「いじめ」になります。ネットでの悪口(わるぐち)もいじめです。



いじめの法律(ほうりつ)について

いじめ防止対策推進法
○「いじめ」は、いじめ人(ひと)もいじめられる人(ひと)も、心(こころ)や体(からだ)にたいへんわるい影響(えいきょう)をあたえます。
○法律(ほうりつ)には「いじめをしてはならない」とあります。
○いじめがひどい場合(ばあい)は、いじめた人(ひと)は警察(けいさつ)につれていかれたり、学校(がっこう)に行くことができなくなったりします。

みんなで「いじめ」をなくさなくてはいけない理由(りゆう)

- ・いじめは、いつでも、どこでも、だれでも、おきることがあります。
- ・いじめは、人をとても傷(きず)つける、けっしてゆるされない行為(こうい)です。先生(せんせい)たちも、けっしていじめをゆるしません。
- ・いじめは、こっそり、かくれておこなわれることが多(おお)く、たいへんひきょうな行為(こうい)です。
- ・だれも、いじめられていいはずはありません。いじめられる人(ひと)に責任(せきにん)はありません。
- ・いじめは、ひどい場合(ばあい)、警察(けいさつ)につれていかれたり、学校(がっこう)に行くことができなくなったりするかもしれません。
- ・いじめは、いじめられた人(ひと)、いじめた人(ひと)のおうちの人(ひと)も、たいへん苦(くる)しめることになります。
- ・いじめは、みんなの力(ちから)をあわせて、なくさなくてはいけない問題(もんだい)です。

それでもいじめがおきたら7の約束(やくそく)

- ①ともだちが、いつもとちがうときは声(こえ)をかけよう。「どうしたの?」
- ②いじめは、「ふざけっこ」の中(なか)でもおきることがあります。
いじめになってしまうかも…」とおもったら、すぐにやめよう。
- ③「もしかしたら、いじめかも…」とおもったら、「それは、いじめだよ」と注意(ちゅうい)するか、すぐに先生(せんせい)にしらせよう。
・しつこい ・さわる、だきつく
・からかう ・ひやかす
・手や足でたたく、ける
- ④いじめをみたら、そのままにしない。
勇気(ゆうき)をもって、とめましょう。
「いじめはいけないよ」
そして先生(せんせい)にもしらせよう。
- ⑤もし、とめることができなかつたら、すぐに先生(せんせい)にしらせよう。
- ⑥授業中(じゅぎょうちゅう)、ふざけている人(ひと)がいたら、注意(ちゅうい)しましょう。
「勉強(べんきょう)、がんばろうよ」
- ⑦インターネット(SNSも)で、いじめをみつけたら、すぐに先生(せんせい)に相談(そうだん)しましょう。